

令和7年第6回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年6月6日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟 中・東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 14名） （推進委員 4名）

欠席委員 （農業委員 0名） （推進委員 1名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹

案 件

・報告	第11号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告	第12号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4 件
・議案	第17号	農地法第3条の規定による許可申請について	3 件
・議案	第18号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件
・議案	第19号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	定刻となりましたので、令和7年第6回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは。 本日は、農作業の田植え等のお忙しい時にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。ちょうど今ニュースで上がっておりますけども、備蓄米のニュースが毎日上がっておりますけども、生産者のことについては少ししか触れられてなくて、米の価格ばかりが先走っております感じでございますけど、一日も早く生産者のことを考えてもらいまして、ある程度の値段で落ち着いてもらいたいなということ思っております。 また来週からは梅雨入りになりそうです。お体には十分注意してもらいまして、農作業の方頑張ってもらいたいと思います。それでは、事務局の方より概要の説明をよろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	それでは、令和7年第6回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 はじめに、報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区1件です。 次に、報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 古市地区1件、埴生地区1件、高鷲地区2件の合計4件です。 次に、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 古市地区1件、駒ヶ谷地区1件、西浦地区1件の合計3件です。 次に、議案第18号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区2件です。 次に、議案第19号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)策定に係る意見聴取について 大黒地区です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件5件、議案案件6件 合計11件となります。 なお、本日欠席の委員は、埴生地区の尼丁委員です。 それでは議長よろしくお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に私から議事録署名委員を指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を塩田委員と高岡副会長にお願いしたいと思います。 それでは、報告第11号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、誉田二丁目1095番甲 地目は、畑 面積は、39㎡ 誉田二丁目1095番乙 地目は、田 面積は、310㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、既に転用済となっております。 現地確認委員は、笹本委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 続きまして、報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 1件目です。 位置図②5条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。対象農地は、誉田七丁目742番1 地目は、田 面積は、730㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲建売住宅です。 現地確認委員は、笹本委員です。 2件目です。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。対象農地は、野々上三丁目514番 地目は、田 面積は、519㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅・露天駐車場です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 3件目です。 位置図④5条届出をご参照ください。

事 務 局	地区名は、高鷲地区です。対象農地は、南恵我之荘五丁目715番 地目は、田 面積は、315㎡ 南恵我之荘五丁目748番 地目は、田 面積は、718㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲住宅地です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 4件目です。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。対象農地は、南恵我之荘五丁目747番 地目は、田 面積は、217㎡ 南恵我之荘六丁目695番 地目は、田 面積は、388㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、分譲住宅地です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第17号農地法第3条の規定による許可申請につきまして3件ご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、古市1700番 地目は、田 面積は、509㎡ 古市1701番1 地目は、田 面積は、488㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地については東部コミュニティーセンターから南東へ280mに位置しており、東西には水路が流れている他、普通車が通行できる道路に面しています。 現状は、栗、柿、イチジク他果樹を多く植えられており、特に耕作が出来ない荒れている箇所は見当たりませんでした。 譲受人は、市内でブドウ農家を営んでいる方で、農地の規模拡大に向けて実績を積んでいます。譲受人は、市外在住の方で高齢になり農地の維持が難しくなり担い手を探しておられ、相談を受けたことから農地の取得に至りました。 譲受人の予定作物は、ブドウとレモンを計画しており、機材も揃い従事者は夫婦2人で250日以上に従事日数を計画し、農業経験は20年を超え地域の新たな担い手農家として地域の農家の方とも良好な関係を保たれておりますことから、申請地に

事務局	おいても効率的かつ周辺農家とも問題無く農業に従事されると思われます。現地確認委員は、麻委員です。 続いて2件目です。 地図⑥3条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は、駒ヶ谷517番2 地目 畑 面積は、281㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地については、グレープヒルスポーツ公園に近接しているところに位置しています。農地の西側・南側は車両が通行できる幅の道路に接しており、周辺にブドウ畑が連坦しています。現状は、棚は残っているのですが、耕作放棄地の状況です。 譲受人は農地の所有者が市街の方で高齢となり通作が難しくなったことから、新たな担い手を探されたおりに、相談を受け取得をされたものです。譲受人については、ブドウ農家として実績があり、地元の農家の方とも新たな担い手として良好な関係を保たれています。 予定作物はブドウで、機材は運搬車両、動力噴霧器等所有され、従事日数は300日を予定されています。耕作放棄地の状況ですが、申請者によれば、来年の収穫を見据え、今年の12月までに保全整備を完了する計画を立てております。当局も耕作開始に向けて今後も現地確認を続ける事で許可を仰ぎたいと考えております。 現地確認委員は、植野委員です。 3 件目です。 地図⑦3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、広瀬87番1 地目は、田 面積は、1,259㎡ 広瀬89番 地目は、田 面積は、546㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地については広瀬地内にある市立西浦東小学校に近接しており、周辺は農地が連坦している地域です。農地の北側は車両が通行できる道路に接しており、現状は水稻を耕作している保全管理されている田です。 譲受人は、市外の専業農家で複数の市町村に農地があり、提出された耕作証明書から市外所有農地のうち全て耕作中であることを証明されています。また通作距離についても支障はありません。耕作は申請人本人と父親でされており、長年の耕作実績から申請地においても営農活動に問題はないと判断しております。 現地確認委員は塩田委員です。 以上3件、説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。
奥野議長	1 件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	本件につきまして、5月30日に現地確認に行きました。 現状は果樹が植えられておりまして、栽培されておられますけども、将来、耕作放棄されますと、自然の推に影響しますので、3条について止む無しと判断させていただきました。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、1件目の古市地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	5月31日に譲受人と現地確認に行きました。2年から3年くらいの耕作放棄地で草も生え放題ですが、一生懸命やってくれるので、間違いないと思います。譲渡人は、駒ヶ谷に住んでおられる夫婦が作っておられて、その土地を相続されて、毎日確認に来られていまして、今回処分したいということです。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	3件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	さっき説明していただいた通り6月1日に確認しましたけども、代掻きして植える段取りをしているので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 続きまして、議案第18号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第18号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件続けて説明させていただきます。 農用地利用集積等促進計画(案)の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。 1件目です。 地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、壺井297番 地目は、畑 面積は、1,246㎡ 通法寺217番1 地目は、畑 面積は、562㎡ 通法寺218番1 地目は、畑 面積は、1,020㎡ 通法寺219番1 地目は、畑 面積は、866㎡ 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間です。

事務局	現地につきましては、石川右岸の壺井通法寺の農地が連坦する地域に位置しております。譲受人は和歌山に住んでおられる方ですけど、近年、太子町の方で桃の栽培をするということで、利用権を設定して農地を借りている実績がございます。 今後、南河内の方に拠点を移していくということで、今回、壺井通法寺地区の方に農地を見つけて、農地を借りていくということになりました。 予定作物は、桃を予定しており、実績についても和歌山の方で桃を既に栽培されておりますので、栽培の実績に関しては、問題ないと考えております。今後につきましては、南河内地区に拠点を移していくということで、従事日数にしても通作距離に関しても問題ないと判断しております 現地確認委員は吉田繁委員です。 2件目です。 地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、誉田1473番 地目は、畑 面積は、152㎡ 誉田1474番 地目は、ため池 面積は、171㎡ 誉田1475番 地目は、畑 面積は、426㎡ 誉田1476番 地目は、畑 面積は、859㎡ 誉田1503番 地目は、ため池 面積は、109㎡ 権利の種類は、使用貸借権です。利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日までの5年間です。 先ほど説明で、地目がため池ということでございますが、農地法におきましては、現況が農地であれば地目がため池であっても現況が農地であれば、地目にとらわれることなく現状の農地ということで今回、利用権設定の受付をしております。 申請地は、駒ヶ谷地内にある誉田飛地地番に位置しており、周辺にブドウ畑が広がっているところに位置しております。農地を借りられる方は、貸主がブドウ農家である農地で5年ほど栽培全般を見習いとして経験を積んでこられました。 今回は経験を踏まえて借主として営農されるため申請をされたものです。 貸主も現役のぶどう農家であり、支援を受ける関係は維持されると思われ、今後担い手としての経験を積んでいくものと思われ、よって借受農地については計画的にかつ効率的に耕作されるものとして判断をしています。 現地確認委員は植野委員です。 以上2件ご審議の程よろしく願いいたします。
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	6月1日に見に行ったんですけども、ブドウ畑ですけど、周りが水稻なんですけど、今のところは雑草とかはないんですけど、これからのことも見ていきたいと周りの人は言うてます。 以上、問題はないと思います
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月31日に見に行きました。面積的には広いですが、アクセスとしては集積している割には狭い感じなんですけど、ブドウ栽培で整理されて、耕作されているようで、駒ヶ谷地区で本格的にやっているということで、このまま貸主と借主、雇用者と使用者で、よく知り合いなので特に問題なく耕作されると思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第19号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定に係る意見聴取について事務局から説明をお願いします
農とみどり推進課	羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。ただいまより農業経営基盤強化促進法の第19条第6項の規定に基づく意見聴取をさせていただきます。 この意見聴取は前年度の定例会において、古市・水守地区/河原城・埴生野地/誉田地区/広瀬・東阪田地区/壺井・通法寺地区の意見照会をお願いさせていただきました。本日は大黒地区の意見照会を貴会にお願いさせていただきますのでよろしくお願いします。 〈各地区の話し合いの場の状況写真をスクリーンモニターで説明〉 この地域の話し合った結果が皆様のお手元の書類になっておりますので、今から読み上げていきますので、大黒の地域計画の案が、地域農業者の意見や担い手の意向が適切に反映されているか審査や検討を行った上で、貴会から案について承諾を得たいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは上から順に説明いたします。策定年月日はまだ策定できていないため、空白となっております。更新年月日も更新する目処がたっておりませんので空白となっております。目標年度についてですが、目標年度は今から十年後を指しますので令和17年度とさせていただきます。 市町村名は羽曳野市、地域名は大黒地区でありますので、大黒地区と記載させていただきます。地域における農業の将来の在り方についてですけども、表題にあります区域内の農用地等の面積は25.6ha となっております。大黒地区の農用地等面積いわゆる農地の面積は25.6ha となっております。25.6ha の根拠は農地台帳から登記地目及び現況が「田」及び「畑」いわゆる農地のみを抽出した数値となっております。25.6ha の内、「田」「畑」を分けた数値が②と③となっております。25.6ha のうち、田が8.4ha、畑が17.2ha と大黒地区ではほとんどが畑ということが農地リストで判明しました。順番が前後しましたが、①については大黒地区

農と みどり 推進課	において農用地等区域は存在しているため 2.2ha が記載されております。 2.2ha の根拠は農とみどり推進課が所有しております農用地リストから大黒地区の面積を転記しました。④の区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計ですが、昨年大黒地区において実施しましたアンケート調査から「規模を縮小したい」及び「離農したい」と回答した方が所有する面積を集計した数値となっております。 ⑤の区域内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計については後に説明しますが3ページ目の4.地域内の農業を担う者一覧の表より、10年後から現状を差し引いた数値と指定がありますので、$5.2\text{ha} - 4.0\text{ha} = 1.2\text{ha}$ となっております。 表の最後にあります「区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計」についてですが、様式では 70 才以上と定まっておりますが、本市では農林水産省のホームページの農業従事者の平均年齢を超える者と区別するため70才に設定しております。 アンケート調査結果より70才以上の農業者の耕作面積を集計した結果、9.3ha あり、その内後継者がいないと回答した者の農地面積の合計は 3.9ha でした。アンケート調査では後継者有無の質問の選択肢は他に不明がありますが、不明と回答した面積は加算しておりません。あくまで後継者がいないと回答した方のみの面積を記載しています。この設問の根拠については、農地台帳・アンケート調査結果より記載しています。 この設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。 ここから先ほど説明させていただいた地域の皆様が話し合いの結果を記載しております。(2)については大黒地区農業における現状と課題、(3)大黒地区における将来の在り方次ページに移りまして、また順番が前後しますが、将来に向けた方針を記載しております。 これらの設問に関して、ご意見・ご質問はありますでしょうか。今ご質問がなくても、最後にまた質疑応答の時間を設けますのでよろしくお願いします。 それでは、次の項目に参ります。 2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について説明します。 こちらの項目については今後誰にどのようにして農地を集め利用していくかを問われています。大黒地区の農地については、中心経営体及びこれらを目指す者、そして入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に優先的に集積・集約するとなっております。 また当地区では、中心経営体となる担い手が不足していることから中心経営体となる者の受入れを促進することとなりました。中心経営体の定義の確認ですが、中心経営体とは地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の事を指し、認定農業者や認定新規就農者等を指します。さらに営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出ただけできるよう、当地区の農業委員とも連携を図り、中心経営体へ農地を集約する方針となっております。次に(2)担い手に対する農用地の集積に関する目標をパーセンテージですが、大黒地区の現状の集積率の14%となっております。こちらの14%の根拠ですけれども、大黒地区の農用地等面積25.6ha に
------------------	--

農と みどり 推進課	対し次ページにあります、4. 地域内の農業を担う者一覧表、この一覧表において、AからKさんまでの面積を合計すると、4ha あるんですけど、Kさんの●●さんは利用者ということになっておりまして、認定農業者もしくは認定新規就農者ではありませんので、今回のパーセンテージに換算する中には計上しないと国から指導がありまして、AからJさんの認定農業者もしくは認定新規就農者の面積を合計しますと、3.6ha ありまして、この 3.6ha から全体の面積 25.6ha を割った数値となっております。3.6割る25.6で100をかけ、四捨五入すると14%となりますので、14%と記載させていただいております。 右記の目標とする集積率50%は本市の基本構想において認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積に関する目標の面積割合が41%に設定されており、大黒地区は他地区に比べると中心経営体が多くかつ、新規就農者が参入しやすい観点から基本構想の目標をやや上回る数値に設定いたしました。 基本構想とは簡単に説明しますと農業経営基盤強化促進法に基づき、今後、本市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構想の目標を明らかにしてその目標の実現にむけて実施していく事項等を定めた総合的な市の計画です。 次のページにまいりまして、最後に地域内の農業を担う者一覧については認定農業者認定新規就農者及び大阪版認定農業者が耕作している圃場を地図に落とし込み、氏名を一覧に記載しなければなりません。大黒地区において、別添の地図を3枚つけておりますが、古市地区の所から懐風館高校を過ぎたところまでが大黒地区の地域計画の範囲となっております、その範囲の中で、認定農業者、認定新規就農者が経営している圃場を地図に落とし込んであります。大黒地区において、今後予定者も含めると認定新規就農者及び認定農業者は計11名存在してまして、11名が経営している農地を3つの地図において示しております。ご覧のとおり一覧表には何を栽培しているかの経営作目、そして規模、そして経営面積を示すようになっております。左が現状で、右が10年後、表を見ていただきますと、右の面積がAからKさんで合計5.2ha 左の現状面積が同じくAからKさんで4ha となっておりますので、10年後には1.2ha が10年後までに中心経営体が農利用せれるという、すなわちマッチングが成立したという見方になります。 以上が大黒地区の地域計画案であります。 私からの説明は以上です。 それでは、羽曳野市農とみどり推進課の方から農業委員会に対しこちらの地域計画案が地域農業者の意見が適切に反映されているかどうか、意見を求めます。
奥野議長	大黒地区の地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、大黒地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：00】